

山校区ふるさと留学委託契約書

留学を希望する児童生徒（以下「留学生」という。）の保護者（留学生に対して、親権を行うもの、または、後見人）（ ）を甲とし、受け入れる里親（ ）を乙とし、実施委員会委員長を立会人として、次のとおり委託契約を締結する。

<信義誠実の義務>

第1条 甲および乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

<委託する留学生>

第2条 甲は乙に次の留学生を委託する。

住 所 〒

電 話 （自宅） （携帯）

氏 名

性 別

生年月日 年 月 日 満 歳

甲との続き柄

<目的>

第3条 徳之島町立山小学校・山中学校に入学または転学を希望する児童・生徒に対し、校区内の受け入れ保護者（以下「里親」という。）の協力を得て、受け入れを実施し、豊かな自然の中での自然体験活動や集団体験活動をとおして、心身の健全育成と子どもの可能性を引き出すとともに、校区の活性化と教育の振興・充実に努めることを目的とする。

<留学生の範囲>

第4条 この制度により受け入れる留学生は次のとおりとし、実施委員会が面接のうえ決定する。

- (1) 山校区の環境を理解し、就学を希望する児童・生徒
- (2) 豊かな思い出と創造により、第2のふるさとを求める児童・生徒
- (3) 小学校1年生～6年生及び、中学校1年生～3年生までの児童・生徒

<留学の期間>

第5条

期間は1年とし、継続も認める。

<契約事項>

第6条 甲及び留学生は、次の事項を履行するものとする。

- (1) 留学生は山校区内に住民登録をする。
- (2) 留学生は学習・生徒指導の両面において、他の児童・生徒の学校生活に障害を与えてはならない。
- (3) 留学生は、疾病・怪我等のやむを得ない場合を除いて、毎日登校する。
- (4) 山校区の地域行事（豊年祭・漁なくさみ等）に進んで参加する。
- (5) 健康保険証を持参する。
- (6) 本制度の趣旨を理解し、実親と留学生は必要以上に連絡は取り合わない。
- (7) 前各項までを含む契約書に記載する事項を厳守する。

<留学生の委託料>

第7条 留学生の委託料は物価その他を考慮して、実施委員会が額を決定する。

- (1) 委託料（食費を含む生活費）は、当分の間月額 65,000 円とする。
- (2) その内訳は、実親が月額 30,000 円、徳之島町が月額 35,000 円とし、それぞれ毎前月 25 日までに実施委員会に納入する。
- (3) 学校教材費・給食費・PTA 会費等の学校への納入金および医療費・学用品費・衣料費・遊具類費・通信費・旅行費・特別活動費（スポーツ少年団・その他の教育活動にかかる費用）等の費用及び小遣い等、留学児童・生徒にかかわる経費は実親負担とし、毎前月 25 日まで実施委員会に納入する。

<里親の留学生に対する義務>

第8条 乙は甲とよく連携をとり、留学生を家庭的に養育し、健やかな成長に向かって努力するものとする。

<事故発生時の処置>

第9条 病気または何らかの事故が発生したときは、その実情に応じ乙が適切な処置をとる。遅滞なく甲に連絡し指示を受けると共に、実施委員会に連絡する。必要に応じ、実施委員会が立ち会い、または協議して善処する。

<帰省>

第10条 長期間の休みについては帰省するものとし、実家までの往復は甲もしくは甲の委任を受けた者が引率して行うものとする。但し、甲・乙の話し合いによって滞在することもできる。

<契約解除>

第11条 次の事項に該当する場合は、甲・乙及び実施委員会の三者で協議し解約を解除することができる。

- (1) 留学生の問題行動等により、指導監督が困難であると判断されたとき。
- (2) 疾病や怪我によらない不登校状態が長期にわたり、改善が困難であると判断されたとき。
- (3) 委託料の不納及び契約違反が生じたとき。
- (4) 実親もしくは里親の家庭の事情等により解約希望が生じたとき。
- (5) その他、本契約による条項の履行を継続し難い事由が生じたとき。

<甲の損害賠償>

第 12 条 甲は、不足の事故等については、乙および実施委員会に一切の損害賠償請求をしないものとする。

(2) 留学生が故意または重大な過失により、建物、設備、備品等を破損または滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

<留学生の損害保険の加入>

第 13 条 留学生の万一に備えて、乙および実施委員会が指定する損害保険に加入するものとする。

(2) 損害保険料は、甲が負担するものとする。

<契約締結の費用>

第 14 条 この契約の締結および履行等に必要な一切の費用は、全て甲の負担とする。

<管轄裁判所>

第 15 条 この契約について訴訟などが生じたときは、乙の所在地を管轄する裁判所を第 1 審の裁判所とする。

<保証人>

第 16 条 この契約の履行を甲が怠ったときは、保証人が甲と連帯してその責めを負わなければならない。

<契約に定めのない事項>

第 18 条 この契約に定めるものの外は、甲乙および実施委員会が協議して善処し、解決を図るものとする。

この契約を証するため、甲および保証人は印鑑証明を1部添付し、本書を4部作成し、甲乙および立会人が各自その1部を保有するものとする。

平成 年 月 日

<委任者「甲」実親>

住 所

氏 名 印

<受任者「乙」里親>

住 所

氏 名 印

<保証人>

住 所

氏 名 印

<立会人>

山校区ふるさと留学制度実施委員会 委員長

住 所

氏 名 印